

豊後高田市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

豊後高田市教育委員会

目次

- 1 計画の趣旨・現状……………P2～3**
 - (1) 計画の趣旨
 - (2) 「学校と教師の業務の3分類」に関する取組
 - (3) 本市の現状
- 2 計画の目標指標 ……………P3**
 - (1) 時間外在校等時間に関する目標
 - (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
- 3 計画の取組期間……………P4**
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容…P4～P6**
 - (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
 - (2) 学校における措置の推進
 - (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ……………P7**

1 計画の主旨、現状

(1)計画の趣旨

本計画は、教職員が健康な状態で自らも学ぶ時間を確保し、その専門性を最大限に発揮して生き活きと教育に邁進できる環境を整えることを目的としている。これにより、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、学習指導要領が目指す理念の実現、ひいては、豊後高田市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指すこととする。

(2)「学校と教師の業務の3分類」に関する取組

令和7年の給特法等一部改正法の成立を受け、国において「学校・教師が担う業務に係る3分類」として改訂され整理された。

豊後高田市では実施計画の策定にあたって、特定の教育職員及び事務職員に負担が偏ることがないように配慮しながら、学校又は教育職員が担う業務の見直しや適正化を図ることで、学校現場の働き方を推進していくこととする。

(3)本市の現状

ア 本市では、令和2年に「豊後高田市立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保をめざして取り組んできた。

イ これまでの取組として、校務支援システムを導入し勤務時間管理の徹底、業務時間外の留守番電話機能や迷惑電話防止機能への切り替えを図った他、業務の適正化や文書における押印廃止など、様々な取組を実施した。

ウ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 24.3 時間	8.1%	0%
中学校	月 22.4 時間	2.9%	0%

エ 教職員の健康・福祉に関する取組としては、年2回のストレスチェックを実施し、令和7年度はいずれも100%の受検率となっている。また、ストレスチェックの分析結果による、総合健康リスクの発生（仕事のストレスによる健康問題）は、全国平均を100としたとき、小学校は68、中学校は73という好評価となっている。

オ 令和7年度の定期健康診断の実施状況は、12月末現在で1次健診の受診率は95.7%、2次検査の対象者の受診率は、60.9%となっており、1次健診は市町村平均の94.2%を若干上回っているものの、要精密（2検査）の受診率については市町村平均の65.9%を下回る結果となっている。病気の重症化を防ぐためにも、2次検査の受診勧奨の強化が必要である。

2 計画の目標指標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度にする
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや心身の健康確保に関する目標

- ア 休業中の学校完全閉庁日を5日程度にする
- イ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする
- ウ ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を72以下とする
- エ 定期健診結果による、要精密対象者の2次検査受診率を67%以上とする

3 計画取組期間

令和8年度～令和10年度の3年間とする。

ただし、取組期間中であっても、学校現場の意見等も踏まえながら、必要に応じて取組指標や取組内容等を見直す。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ・ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
各地域の実情に応じて、地域学校協働活動推進員(協育コーディネーター)が中心となり、児童生徒の地域行事等への参加に伴う関係者間の連絡調整を行う。
- ・ 学校運営協議会を通じた保護者、地域との協働
学校運営協議会等の場で積極的に議論し、働き方改革や業務改善等について、保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら取組を進める。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・ 調査・統計等への回答
調査等の回答については、GoogleFormなど、デジタル技術を活用しつつ、業務負担が過重とならないよう負担軽減に努める。
- ・ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
当該業務を学校において行う場合は、スクールサポートスタッフ等が積極的に参画する。
- ・ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
教育委員会と連携を図りながら、GIGAスクールサポーターが中心となって行う。
- ・ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
特定の教師のみが対応するのではなく、学校職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ・ 校内清掃における負担軽減
校内清掃の実施回数や範囲の合理化に取り組む。剪定作業については、外部機関等への委託をし、校内の環境整備については、スクールサポートスタッフの継続配置により管理職の負担軽減を図る。
- ・ 部活動指導員の配置促進と地域展開の推進
部活動指導員の拡大や部活動の地域展開・地域連携を推進する。
休日の学校部活動の地域展開を推進し、教職員の負担軽減に努める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・ 給食の時間における対応
給食時に特別活動として行う食に関する指導については、学級担任のみならず栄養教諭等が実施し、給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず学校全体による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。
- ・ スクールサポートスタッフによる教育活動全般に係る業務の補助
スクール・サポート・スタッフを積極的に配置し、軽易なパソコン入力、採点業務の補助の他にも学校行事や清掃活動での補助、給食時や休み時間等での児童生徒の見守りなど教職員の業務のサポートを行う。
- ・ ICT技術や生成AIの積極的な活用による業務量の削減
ミライシードやまるぐランドなどの活用を促し、自動採点システム等による採点業務の効率化やAIドリルによる課題作成業務の削減を図る。また生成AIによる授業準備や教材研究、資料作成やアンケートの作成・分析など日常の活動において業務の効率化を推進する。
- ・ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、日本語指導員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化や登校支援員等による支援体制を継続する。
- ・ 市内外の関係機関(子育て支援課や児童相談所、法律関係者等)などを通して連携を継続する。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- イ 各学校の判断により、各教科の標準授業時数を調整して教育課程を編成することで、生み出した時間を他教科等や「裁量的な時間」に充てる「調整授業時数制度」の導入を推進する。
- ウ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

エ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた取組を推進する。

オ 教職への入職意識の向上を図るとともに、授業や部活動の補助、学校行事への参画など、大学生を対象とした有給インターンシップ制度を導入することにより、人材育成とともに、授業補助や部活動補助など、教職員の負担軽減を図る。

カ 学年末休業日を3月20日から3月31日とし、年度評価や次年度準備などの事務作業を計画的に進める時間をつくる。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 時間外在校等時間が月80時間以上を超えた教職員に面談を行い、健康管理医による面接指導を勧奨する。

イ 定期健康診断やストレスチェックの受診率(受検率)を100%にする。ストレスチェックの集団分析の結果等を活用して職場環境の改善を推進する。

ウ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて健康管理医等による助言・指導の保健指導を受けられる体制づくりを行う。

エ 年次有給休暇については、計画的に取得できるよう、各学校に対して、計画的年休の取組を促進する。

オ 学校における定時退庁日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業期間中に5日間程度の一斉閉庁日の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、豊後高田市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システム(校務支援システム)で把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

さらに、豊後高田市立学校総括安全衛生委員会等の中で本計画の協議を継続的に行いながら、実態に応じた取組を検討していく。